

第4編 評価書作成までの経緯

第4編 評価書作成までの経緯

第1章 準備書手続の概要

準備書の手続きの概要は表 1-1に示す内容で行った。準備書に対する住民の意見の件数は6件であった。

表 1-1 準備書手続の概要

項目	内容
公告日	令和6年5月13日（月）
縦覧期間	令和6年5月13日（月）から令和6年6月12日（水）
縦覧場所	長野県環境部環境政策課、長野県上田地域振興局環境課、長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課、上田市環境部環境政策課、東御市市民生活部生活環境課、長和町町民福祉課、青木村住民福祉課、坂城町住民環境課、上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室
意見募集期間	令和6年5月13日（月）から令和6年6月26日（水）
意見提出先	上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室
意見書の提出件数	6件（31項目）

第2章 準備書に対する意見と事業者の見解

準備書に対する意見と事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 住民等の意見及び事業者の見解

準備書に対する住民の意見及び事業者の見解は、表 2-1～表 2-6に示すとおりである。

なお、表中の項目及びページについては、「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書 令和6年4月 上田地域広域連合」の記載箇所を示すものとする。

表 2-1(1) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 1 (1/2)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
1		その他		<p>ゴミ袋有料化となりだいたいですが、その説明会の時には、その収益は新しいごみ処理施設を建設する為と聞いており、又、ダイオキシンの関係でペットボトル等を入れて温度を上げるので分別が楽になるとの事でした。又、県外の分別せずに済む場所のパンフレットを見て、そのような施設ができるものかと思っておりました。又、その後、ゴミを減らす為、焼却器の購入を進めましたが、1年か2年でダイオキシンの関係で使用禁止となっております。</p>	<p>広域連合の関係市町村では、排出者負担の原則及び排出抑制を図ることを目的として、指定袋によるごみの収集、運搬及び処理の有料化を実施しております。</p> <p>広域連合及び関係市町村では地球温暖化防止、循環型社会の形成を目指して、ごみの減量・再資源化を推進しており、圏域の皆様にごみの分別へのご協力をお願いしております。</p>
2		その他		<p>今回の処理施設は、今まで3つに分別していたものを4つに分別するとの事で循環という事で丸子に生ゴミの堆肥の施設を建設するとのことですが、成功するのか疑問が残ります。生ゴミの捨て方が市民にとって受け入れられるのでしょうか。果たして、言われているようなやり方で皆さんが生ゴミを捨てるのでしょうか。又、トラックで中央の生ゴミを丸子の山の上まで持っていくコスト、牛フンを運ぶコストなど丸子地域の方々にも説明、理解が進められているのか疑問です。</p>	<p>広域連合の関係市町村では、東御市及び長和町において、既に生ごみの分別収集を実施し、ごみ減量に効果を発揮しております。</p> <p>また、上田市では、地元地域の住民の皆様との協議を経て、丸子地域陣場地区に「有機物リサイクル施設」を建設する計画としています。</p> <p>広域連合といたしましても、関係市町村と協力して、ごみの減量・再資源化を推進してまいります。</p>

表 2-1 (2) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 1 (2/2)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
3		その他		<p>これから更に高齢化が進み、高齢者が増える等を考えると捨てる事の単純化はわかりますが、複雑にして果たして成功するでしょうか。道徳はわかりますが、今現在でも不法ゴミが月に数件あります。新しいやり方では不法ゴミが増えトラブルが多くなると考えます。又、上田は住みにくい街という事にならないでしょうか。</p>	<p>地球温暖化防止、循環型社会の形成を目指して、ごみの減量・再資源化の推進が必要であり、圏域の皆様にごみの分別へのご協力をお願いしてまいります。</p> <p>関係市町村と連携し、高齢者をはじめ、住民の皆様が取り組みやすい施策の実現に努めてまいります。</p>
4		その他		<p>又、前回、市民に焼却器を購入させておきながら後に使用不可能となる状態となりましたが、今回、生ゴミ処理機を購入させているようですが、前回の様なことにはならないのでしょうか。</p> <p>いずれにしても、上田市の担当職員の移動等により、責任の所在がうやむやにされていると思います。交代するのであれば責任の所在をはっきりさせてほしいと思います。</p>	<p>ダイオキシン類発生抑制の観点から、廃棄物処理法改正により、平成 14 年 12 月から構造基準を満たさない家庭用焼却炉は使用禁止となった経過があり、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、関係市町村で助成する生ゴミ処理機については、引き続き、ごみ減量に役立つものであります。</p> <p>今後も、広域連合及び関係市町村が連携し、責任あるごみ処理に取り組んでまいります。</p>

表 2-2(1) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 2 (1/2)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
5	1章	1.7.5 受入計画	1.1-27	<p>1) 可燃ゴミ搬入について</p> <p>生ゴミの資源化を考慮した可燃ごみの減量化を進めた上で可燃ゴミの量を見積もり、施設規模を131t/日として、日平均焼却処理量を96.4t/日(=35,190t/年÷365日)と見積もっています。その上で、これだけの量の可燃ゴミを運搬する際に必要な運搬車の台数を大型車と小型車との合計で204台/日と見積もり、この台数は従来より多くなるようです。</p> <p>運転手不足が顕在化している現在、これらの車両の運転に必要な運転手数とその確保の見通しについて検討し、結果を明らかにして頂きたい。</p>	<p>令和4年度の実績値を踏まえて、廃棄物搬出入車両台数を1日204台と想定しております。その内訳として、市町村から委託されごみ集積所の家庭系ごみを搬入する車両、委託された事業所のごみを搬入する車両、個人の自家用車など自分で排出したごみを搬入する車両などがあります。</p> <p>高齢化及び人口減少が進んでいる昨今の状況を踏まえ、一般廃棄物の収集運搬業だけでなく、ごみ処理施設の管理運営も含めて、適正なごみ処理事業の維持のため、事業の効率化及び必要な施策の実施に努めてまいります。</p>
6	1章	1.7.4 施設計画	1.1-24 ～1.1-25	<p>2) 防災対策の中での水害対策について</p> <p>1000年に一度の大雨による千曲川の水位が5m～10mとされていますが、なぜこの数値になるか不明です。説明が必要だと思います。</p> <p>また、工場棟の想定浸水高さを5mとして、この高さに重要施設とプラットホームを設置するとしています。この設置高さは現地盤高さが標高433mなので、これより5m高い標高438mとなっています。上記の1000年に一度の大雨による最大水位10mの浸水に耐えるには千曲川の通常水位は標高428m(=438m-10m)とならなければなりません。しかし、千曲川の通常水位が記載されていないため、10mの浸水に耐えられるかが明確ではありません。そこで、千曲川の通常水位を明記して頂きたい。</p>	<p>準備書では、上田市災害ハザードマップを参照し、概ね1000年に1回程度降ることが想定される大雨により河川が氾濫した場合、対象事業実施区域では、現状地盤から5m～10mの深さの浸水が想定されるということを示しています。</p> <p>1000年に1度の大雨による浸水対策の基本方針は、被災したとしても主要設備を守り、ごみを処理する機能を速やかに回復すること、ごみや焼却灰の流出などの二次災害を防止することを主眼としております。</p> <p>なお、平時の千曲川の水位は、国土地理院の地図を参照すると標高428～429mと想定されます。</p>

表 2-2(2) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

意見書 2 (2/2)					
No	準備書の該当箇所			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
7	1 章	1.7.4 施設 計画	1.1-21 ～1.1- 22	<p>3) 公害防止の各種基準について</p> <p>稼働した際のモニタリング体制（職員の人員、測定機器数、機器設置場所など）と測定値が基準値を超えた際の対応策を検討し、その結果を明らかにして頂きたい。</p> <p>ゴミ処理の問題は単に「公害防止」と言う視点ばかりではなく、地球温暖化対策（抑制）の視点からも取り組むべき問題です。なぜなら、今後もゴミ処理の過程で地球温暖化ガスが発生するからです。そして、この地球温暖化ガスの発生源は</p> <p>①下水・汚水等の処理・資源化施設</p> <p>②各種給食施設・飲食業や畜産業から出る有機系ごみの処理・資源化施設</p> <p>③各家庭でコンポストなどによる資源化・処理と考えられます。</p> <p>資源循環型施設と直接関係ない事柄ですが、これらの発生源から発生し大気中に放出される地球温暖化ガス（とりわけCO₂、CH₄、N₂O）と他の有害ガスの発生量とそれに対する対策も併せ検討し、その結果を明らかにして頂きたい。</p>	<p>施設稼働後の周辺環境モニタリングについては、地元住民の皆様との協同により継続的に実施する予定としており、その体制については、建設候補地周辺の皆様との協議により具体化してまいります。</p> <p>また、基準値を超えた際の対応については、地元への報告、公表のうえ、原因を究明いたします。地元自治会等と公害防止協定などを締結し、監視体制を確立してまいります。</p> <p>資源循環型施設は、ごみ処理だけでなく、地球温暖化対策や脱炭素社会に寄与する施設を目指しており、ごみの焼却に伴う余熱を有効活用することはもちろんのこと、環境教育の拠点としたいと考えております。</p> <p>なお、資源循環型施設における、温室効果ガスの予測・評価については、準備書(P1.4-470～P1.4-479)の「4.17 温室効果ガス等」に示しております。</p> <p>ごみ処理の過程での温室効果ガスの発生源としては、ご指摘のとおり様々な要因がありますが、本施設において実施可能な対策に取り組んでまいります。</p>

表 2-3 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 3 (1/1)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
8	1 章	1.7.4 施設計画	1.1-24 ～1.1-26	<p>懸念・不明事項① 水害に対する処理機能を維持するために、土地のかさ上げ等の計画がされていますが、搬入路の保全に対する考え方、方策が不明確としました。上田市に限らず、より広域からのごみ搬入ですから、夫々の地域からの搬入路の確保が設備同様に必須です。道路の拡幅に限らず、災害対策の視点を加味された道路整備計画を明示されますようお願いいたします。また災害時に生じる迂回車両による混雑も大きな障害になります。能登地震、東日本地震で生じた斜面の崩落、埋設物の浮き上がりといった災害からの復旧には長い時間が必要ですから、事前にリスク要因の把握、可能な検討・対策をしておくことで、混乱が抑えられるかもしれません。</p> <p>最近の自然災害は規模が大きく、従来想定されていなかった事態も引き起こされがちです。それに対する対策自体も難しいと思いますが、更に複合的に生じる災害の可能性も事前に確認し、必要な対策を検討・準備されると良いと思いました。</p>	<p>対象事業実施区域へのごみ収集運搬車両の進入に関しては、堤防強化にも繋がることから、千曲川堤防道路を拡幅する計画としております。</p> <p>対象事業実施区域は、幹線道路からアクセスしやすい立地であり、災害発生時においても広域連合圏域から搬入路を確保しやすいと考えております。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、対象事業実施区域に至る搬入路について災害事例等に応じた検討を行い、関係市町村等と複数案の想定を進めることも重要であります。</p> <p>資源循環型施設は、災害時においても、圏域住民の衛生的な生活を守る施設として、今後、大規模災害が起こる可能性を十分踏まえ、関係機関と連携し、必要な対策を検討してまいります。</p>
9	4 章	4.17 温室効果ガス等	1.4-470 ～1.4-479	<p>② 温室効果ガス対策について：稼働時期を考えると、今の計画段階での見積もりで削減目標に可成り届かないという結果は残念です。欲を言えば、当該設備は現在の焼却設備の単なる代替ではなく時代の要請を組み入れた（組み入れられる可能性を持たせてある）設備、システムであって欲しいと思います。これは、多分、より積極的に設備の宣伝も可能になるのではないかと思います。具体的には、例えば、パッカー車のEV化、HV化、稼働に必要な電力を自分で賄う、新たなごみ分別方法の採用といった、最新の知見や例えば検討を計画に明示されることを願います。</p> <p>これ等は既にご検討されているかもしれませんが、その場合には、結論を閲覧できれば有難いと考えます。</p>	<p>資源循環型施設は、地球温暖化対策に寄与する施設を目指しており、最新の技術基準に応じた、設備、システムを導入し、ごみを焼却して得た余熱を有効活用してまいりたいと考えております。</p> <p>ご指摘をふまえ、資源循環型施設稼働後も最新の技術動向を検証し温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。</p>

表 2-4(1) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書4 (1/3)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
10		その他		<p>過日5月30日の環境影響評価準備書についての説明会を拝聴しました。</p> <p>上田市役所や上田地域広域連合皆様の日々のご苦勞をしみじみと痛感してきました。</p> <p>特に広域連合の担当者様は環境に対し精通しておりこの場では見事なご回答と拝察しました。</p> <p>説明会の状況を見ますとおそらく来場者はいつも同じ方のように感じられます。また、意見を発言する方も然りと判断しました。</p> <p>さて個人的な意見を述べたいと思います。</p> <p>まず環境影響評価に付きましては自主規制を厳しいレベルに設定し、法に則り粛々と行われていると思いました。</p> <p>傍聴者の方から「足りないのではないか、100%なのか」との意見もありましたが、災害対策や環境問題に関し100%を求める人格がどうかであると思っています。</p> <p>如何にリスクを抑え健全な施設運営を検討するかが重大であり100%だからやりましょうという意見には疑問を感じます。</p> <p>煙突排ガスに伴う大気質においても環境基準を大幅に下回り多く発生する南西風と煙突高により常磐城の最大濃度地点でも何の問題もない数値だと理解しております。</p> <p>土壌汚染に付きましてはダイオキシンの自然分解期間が長い為、おそらく現行焼却炉以前の焼却炉の影響もあるかと思いますが、これも環境基準を大きく下回っており、先人の上田クリーンセンター職員や上田市のご苦勞を垣間見ることができました。</p>	<p>ありがとうございます。引き続き、上田地域広域連合及び構成市町村のごみ処理事業にご理解・ご協力をよろしく願います。</p>

表 2-4(2) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書4 (2/3)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.7 ページの続き)</p> <p>また、分別をすれば最後に残るのはオムツだけだという意見や、ゼロエミッションに関わった方より焼却はゼロだとの意見もありましたが、ごみ問題にとっても関心のある方の考えであって上田地域広域市民全体の何%が同じ感覚のご意見を持っているか疑問です。</p> <p>また、企業は自社のイメージアップや環境方針により達成感を目指すのみで掛かる費用に関してはそれ程重視していないのが現状かと思えます。</p> <p>色々な意見徴収も大切なことですが現行の焼却炉の不具合や修復不可能になる事の方が心配で、排ガスに対しては設置近隣住民にそのリスクを負わせてはいけないとの見解をもっと大きく意思表示願いたいと思っています。</p> <p>排ガス規制の緩い時代に建設された焼却施設であります が、泉平地区の先人は現在の焼却建設を承諾したときに旧焼却炉の排ガスにより、自治会内でダイオキシンによる肺がんや他疾病の発生事例は無いと自治会員に説明したそうです。</p> <p>それも健全な運営をされていた上田クリーンセンターの皆様のご努力と思えます。</p>	<p>今後も、上田クリーンセンターを含む既存の焼却施設の適正管理に努めるとともに、資源循環型施設についても健全な運営管理を目指してまいります。</p>

表 2-4(3) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書4 (3/3)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.8 ページの続き)</p> <p>ごみ減量アドバイザー経験者が不燃減量化施設にガスボンベや資源物が有るとのご意見に関して、上田市廃棄物対策課よりチラシやパンフにより啓発を何度もしていただいておりますが、一向に改善されてこないのが現状であり現一部市民であります。</p> <p>この状況下で有機物リサイクル施設の建設に取り組もうとしていますが、今回傍聴者以外でどれだけの市民が意識高く、ご協力いただけるか疑問が残ります。</p> <p>生分解性の袋の導入を意見しましたが、コスト面で取りあえず叶わぬとの回答で在りました。</p> <p>しかし現在の上田市可燃ごみ袋単価は他市町村よりかなり安く流通していることを確認したうえで、無駄な設備や人件費を極力抑え、安全で継続可能な運営を行うには上田市長を筆頭に市議及び担当者並びにごみ減量アドバイザー等の団結した意見として、やる・実行するという強い意志により市民同意を得ていかなければならないと思います。</p> <p>世界的に温暖化対策の進む中、脱炭素・海洋プラスチック問題に真っ向から取り組み、他市町村に自慢の出来る資源循環型施設建設をお願いいたします。</p> <p>安定稼働しているかは確認できませんが佐賀市の取り組みは素晴らしいものと感心しております。</p> <p>末筆となりますが、1日も早く施設建設が行われますよう祈念申し上げます。</p>	<p>広域連合及び構成市町村では、今後ごみの減量・再資源化の取組を強化するとともに、地球温暖化対策や海洋プラスチック問題などに貢献できる施設建設・稼働を目指してまいります。今後、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>

表 2-5(1) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (1/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
11		その他		<p>1. 清浄園の計画案の環境影響評価の説明会開催は、東側 11 自治会には開催していません。西側 3 自治会には開催していません。不適切な環境影響評価です。 (説明会の開催状況について) 西側 3 自治会：秋和、上塩尻、下塩尻 説明会有り 東側 11 自治会：生塚、新町、西脇、鎌原、常磐町、城北、緑が丘西、緑が丘北、新屋、緑が丘、下紺屋町 説明会無し 諏訪部自治会：平成 24 年に計画案の 3 回の説明会を受けて建設反対を申し入れています。 不適切な環境影響評価は許可しないでください。</p>	<p>準備書の住民説明会は、条例で義務付けられた説明会を 3 回開催するほか、地元地域への個別説明会を、秋和、上塩尻、下塩尻の各自治会及び諏訪部地域で開催しております。 個別説明会については、過去からの既存施設（上田終末処理場及び清浄園）の立地、建設候補地提案以降の長期にわたる継続的な協議を行ってきた枠組みをふまえて、開催しております。 なお、ご指摘の地域の西部地区自治会連合会を対象として、令和 2 年度は説明会を、また令和 4 年度には役員との勉強会を開催し、ご要望があれば個別に説明の機会を設けることを確認しております。</p>
12		その他		<p>2. 清浄園の環境影響評価について住民合意を取ってからするとの説明でしたが実際は西側 3 自治会のみ合意で、特に西風が強く環境影響（ダイオキシン等の公害物質が出ます。）が出る東側西部地域 12 自治会へは、住民合意は取っていません。説明会も全く開催していません。清浄園の計画案の環境影響評価が無効です。</p>	<p>No. 11 の回答のとおり、過去からの既存施設（上田終末処理場及び清浄園）の立地をふまえた地元地域の皆様と建設候補地提案以降、長期にわたる継続的な協議を行っております。 他の団体等からもご要望があれば、個別に説明の機会を設けてまいります。</p>
13	4 章	全般		<p>3. 清浄園の環境影響評価に下水道浄化センターの環境影響評価を加味するべきではないか。現在し尿処理は減少しているが、下水道処理は増加している事を考慮して清浄園の資源循環型施設と下水道浄化センターを考慮した環境影響評価でなければ適切な環境影響評価とは言えないです。</p>	<p>本環境影響評価では、上田終末処理場が稼働している状況で調査した結果に基づき、準備書において資源循環型施設の稼働後の予測・評価を行っています。</p>

表 2-5(2) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (2/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
14		その他		<p>4. 清浄園の計画案を更地にする為に40億円の経費は、地方財政法からして税金の無駄使いになります。 (税金の無駄使いの内訳) 清浄園を更地にする為に40億円の経費が必要です、他の場所ならば5億円未満の経費で十分に建設地になります。 ※地方財政法(予算の執行等)第4条地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない清浄園は白紙にしてください。 (40億円の内訳は以下の通り) 清浄園を解体(解体費15億円)して、解体によりし尿前処理施設(建設費26億円)を建設する、清浄園を更地にする為に約40億円もの莫大に無駄な経費が出ます。 地方財政法からして清浄園の計画案は白紙に戻すべきです・</p>	<p>広域連合及び上田市では、し尿処理量が計画処理量の約3割まで減少して過大な施設となっている清浄園の状況を踏まえ、清浄園の延命化ではなく、廃止し南部終末処理場への施設の集約化を選択しました。 清浄園の機能移転施設である「し尿前処理下水道投入施設」の建設費は必要となりますが、インフラ機能を集約することにより、将来の維持費用の削減につながるものと考えられます。</p>

表 2-5(3) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (3/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
15		その他		<p>5. 清浄園への計画案の建設経費は100億円強の余分な無駄な経費が出ます、地方財政法より税金の無駄に使いになります。 (100億円強の内訳は以下の通り) ※地方財政法(予算の執行等)第4条地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない清浄園は白紙にしてください。 ※余分ゴミ処理施設の建設費は規模の0.6乗に比例する「0.6乗則」により算定。最近完成した佐久市及び千曲市の建設費を参考に算定してみました。 佐久市(2017年) 110t/日 90.2億円 上田市の144t/日に換算すると $90.2 \text{ 億円} \times (144/100)^{0.6} \approx 107 \text{ 億円}$ 物価高騰 30%見込み 概算建設費 $107 \times 1.3 \approx 139.1 \text{ 億円}$ 千曲市(2019年) 100t/日 92億円 上田市の144t/日に換算すると $92 \text{ 億円} \times (144/100)^{0.6} \approx 149.37 \text{ 億円}$ 物価高騰 30%見込み 概算建設費 $114 \times 1.3 \approx 149.37 \text{ 億円}$ 清浄園(水害地域)に係る建設費 255億円 (2022年概算値 ゴミ焼却施設 229億円+し尿前処理施設 26億円 合計 255億円) かかります。) 上記清浄園の計画案でなければ100億円少なく約140億円で建設できます。 水害地域の清浄園の建設計画案は白紙撤回にしてください。 ※参考 50t/日 25億円 100t/日単純に2倍の50億円ではなく $(100/50)^{0.6} \approx 1.52$ 25億円 $\times 1.52 = 38 \text{ 億円}$となります。</p>	<p>令和5年3月に策定した資源循環型施設基本計画においてメーカーヒアリングを実施し、資源循環型施設の建設費の概算費を、清浄園の取壊し費用を含めて229億円と算出しております。 建設費の高騰は、社会的情勢の変化により物価が大きく上昇していることや技術者不足、働き方改革などの影響によるものであると、メーカーから回答を得ております。 また、近年の一般廃棄物処理施設の建設に関する入札状況を参照しても建設費の高騰傾向が続いており、広域連合においても、建設費の抑制及び住民負担の軽減に努めてまいります。 なお、ご意見中の「ちくま環境エネルギーセンター」については、本計画施設と同様に千曲川に近接した浸水想定地域での建設であり、水害対策を実施した施設となります。</p>

表 2-5(4) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (4/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解																								
	準備書の該当箇所																												
	章	項目	頁																										
				(4.12 ページの続き) 水害地域清浄園の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>資源循環型 建設費 229 億円</th> <th>し尿前処理 建設費 26 億円</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)</td> <td>291,671 円</td> <td>46,929 円</td> <td>338,600 円</td> </tr> <tr> <td>上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)</td> <td>291,671 円</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>291,671 円</td> </tr> </tbody> </table> 水害地域でない場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>資源循環型 建設費 140 億円</th> <th></th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)</td> <td>178,314 円</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>178,314 円</td> </tr> <tr> <td>上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)</td> <td>178,314 円</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>178,314 円</td> </tr> </tbody> </table> 地方財政法でも最小限の経費と言っています 清浄園の計画案は中止をしてに白紙に戻してください。		資源循環型 建設費 229 億円	し尿前処理 建設費 26 億円	合 計	上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)	291,671 円	46,929 円	338,600 円	上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)	291,671 円	/	291,671 円		資源循環型 建設費 140 億円		合 計	上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)	178,314 円	/	178,314 円	上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)	178,314 円	/	178,314 円	(4.12 ページに記載したとおり)
	資源循環型 建設費 229 億円	し尿前処理 建設費 26 億円	合 計																										
上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)	291,671 円	46,929 円	338,600 円																										
上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)	291,671 円	/	291,671 円																										
	資源循環型 建設費 140 億円		合 計																										
上田市 1 世帯負担額 (55,402 世帯)	178,314 円	/	178,314 円																										
上小地域 1 世帯負担 額 (78,513 戸)	178,314 円	/	178,314 円																										

表 2-5(5) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

意見書 5 (5/8)					
No	準備書の該当箇所			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
16	1 章	1.7.4 施設計画		<p>6. 清浄園の計画案は水害地域で避ける。(国は自然災害に逆らわない土地利用をするようにとっています。)</p> <p>浄園園はハザードマップの 5~10M の浸水想定区域で過去に千曲川堤防が決壊しております。</p> <p>国内の水害地では想定外の災害が起きている、清浄園の計画案も想定外の災害(堤防決壊等)が起きます。更に上小地域全体のごみ焼却が出来ません。よって安心安全の為に想定外の災害が起きることを想定する、水害地域は避ける。</p> <p>水害地域の清浄園の計画案は白紙にする。</p>	<p>ご指摘のとおり、上田市災害ハザードマップ(2021.3)では、対象事業実施区域の浸水想定深さは5m~10mです。</p> <p>また、対象事業実施区域と接する堤防(飯島堤防)は、明治から昭和20年代前半までに数回決壊した記録が残されており、これらについては、準備書(P1.2-23)に記載しております。</p> <p>それらを踏まえ、広域連合は、水害対策として、100年確率の降雨に対しては、「ごみを処理する機能を守る。(被災させない。)」、1000年確率の降雨に対しては、「主要設備を守り、ごみを処理する機能を速やかに回復する。(被災してもすぐに復旧する。)」という基本方針のもと、水害対策を実施してまいります。</p>
17		その他		<p>7. 清浄園の計画案は平成9年建設後15年経過、建設費84億円の建物を解体する計画で、30年は充分使用出来る建物を解体する(国は建物を長寿命化して使用する方針です。)解体してはいけない。経費の無駄使いをしない。</p> <p>清浄園の計画案は白紙にする。</p>	<p>清浄園は平成9年に全面更新しており、令和6年で稼働開始から28年、ご指摘の30年に近い経過となっており、更新を検討する時期となっております。</p> <p>廃棄物処理施設の長寿命化の考え方を示した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(し尿処理施設・汚泥再生処理センター編)」では、施設単位の観点だけでなく、地域単位の観点から必要な施設について長寿命化を図る、としております。</p> <p>広域連合及び上田市では、地域のし尿及び下水道の処理状況を踏まえ、し尿処理量が計画処理量の約3割まで減少して過大な施設となっている清浄園の延命化ではなく、廃止し南部終末処理場への施設の集約化を選択しました。</p>

表 2-5(6) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (6/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
18		その他		<p>8. 諏訪部自治会に迷惑施設の 1 ヶ所集中は避けて平等に受け取り負担する。 (諏訪部自治会の迷惑施設の状況) 清浄園：昭和 34 年から現在も稼働 (約 64 年) (諏訪部自治会内) 上田市下水道施設：約 50 年 (諏訪部自治会に隣接で諏訪部にあると同じです) 屠殺場；半世紀にわたり有りました。現在のパチンコ店の場所にありました。 上田クリーンセンター：約 60 年現在の位置です。 (諏訪部自治会に隣接で諏訪部にあると同じです) となっております。 1 ヶ所の自治会に迷惑施設が集中するのではなく各自自治会が平等に迷惑施設を負担して受け取って頂きたい。 以上清浄園の計画案は白紙にして下さい。</p>	<p>長年にわたり、この地域の皆様には「暮らしを支える重要施設」を受け入れてきていただいたことに、感謝申し上げます。 負担の公平性 (分散配置) につきましては、し尿処理につきましては、清浄園を廃止し各市町村の責任で処理することとしており、上田市は南部終末処理場内にし尿前処理下水道投入施設の建設を進めております。 不燃物処理資源化施設については、資源循環型施設に統合・併設する予定でしたが、現在は分離・分散する方針に見直し、併設しないこととしております。 広域連合で計画する最終処分場については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村で建設する方針としております。 広域連合及び関係市町村といたしましても、施設の分散化には可能な限り配慮を行っておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
19		その他		<p>9. 下之条のし尿前処理施設は清浄園の計画案が決定するまでは着工しないで下さい。</p>	<p>清浄園の機能移転施設である「し尿前処理下水道投入施設」につきましては、地元自治会から建設のご同意をいただき、令和 5 年度から建設工事に着手しております。</p>

表 2-5(7) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

意見書 5 (7/8)					
No	準備書の該当箇所			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
20		その他		<p>1 0. 諏訪部自治会は陳情書を上田地域広域連合に1~9の事について提出していますが回答は、審査しないと判断しましたとか、回答が以前と食い違っていたり、不採択等の諏訪部自治会を無視した回答です。</p> <p>行政は諏訪部自治会に丁寧に説明して御理解して頂くと言っておりますが、全くそうは思えません。</p> <p>清浄園に建設することが前提の回答です。諏訪部自治会を全く無視した強制執行的です。全く不親切で、全く理解できない回答です。</p> <p>不適切な対応です 環境影響評価は許可しないでください</p>	<p>上田地域広域連合議会に対する陳情書の提出につきましては、議会の判断となり見解を差し控えます。</p> <p>諏訪部自治会には、これまでも住民の皆様にご個別に通知を郵送し、他の地元自治会と同様の内容の説明会を開催し、概要についてもお知らせしております。</p> <p>広域連合としては、諏訪部自治会には、引き続き協議へのご参加をお願いしてまいります。</p>
21		その他		<p>1 1. 長野県、環境影響評価技術委員会において意見書1~10についてご審議して頂き長野県（阿部守一知事）は清浄園の計画案の環境影響評価は許可しないで下さい。</p>	<p>本環境影響評価につきましては、長野県環境影響評価条例に則り進めておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>

表 2-5(8) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 5 (8/8)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
22	1 章	1.7.4 施設計画		<p>1 2. 清浄園の計画案の焼却炉数を 3 炉から 2 炉に変更は検討が不十分な計画案です。</p> <p>環境影響評価（構造・配置で提出）についての説明会資料で西部地域西側 3 自治会（秋和自治会、上塩尻自治会、下塩尻自治会）に説明会を開催をして、3 自治会は建設に同意したわけではないけど環境影響評価には同意しました。</p> <p>しかし西部地域の東側 12 自治会からは同意は取っていません。</p> <p>資源循環型施設の基本方針 4 つのうちの一つの焼却炉数は 48 トン炉 3 炉で説明会にて西部地域の西側 3 自治会に住民合意を取っている。</p> <p>しかしいつの間にか環境影響評価に提出の基本中の基本が 3 炉から 2 炉に変更されました。</p> <p>資源循環型の計画案は十分に検討（2012 年から約 10 年間検討）して提出した計画案で最終計画案だろう</p> <p>その計画案の基本中の基本の内容を変更する事は検討が不十分な計画案です。計画案への対応も不十分で大問題です。</p> <p>清浄園の計画案の環境影響評価は許可しないで下さい。</p> <p>長野県（阿部守一知事）様におかれましては 環境影響評価（清浄園の計画案）は、許可しないで下さい。以上よろしくお願い致します。</p>	<p>資源循環型施設の焼却炉の炉構成につきましては、「3 炉を基本とするが、今後、総合的な検証を行い決定する。」とする第 4 次ごみ処理広域化計画（令和 3 年 3 月策定）に基づき、施設基本計画（令和 5 年 3 月策定）において、総合的な検証を行い 2 炉構成と決定いたしました。</p> <p>令和 4 年度の方法書の報告書から 2 炉構成としており、住民説明会で説明し、質疑も行っております。</p> <p>さらに、令和 5 年度策定した施設基本計画でも 2 炉構成として、同様に住民説明会で説明を行っております。</p> <p>今後、詳細な設計を実施してまいります。安全性、経済性、環境影響などの観点からさらに検討を行い、より良い施設としてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。</p>

表 2-6(1) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (1/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
23	1 章	1.5 建設候補地選定と取組状況	1.1-6	<p>1 人権侵害の視点より建設候補地選定と取組状況について「1.5 建設候補地選定と取組状況について」において、上田地域広域連合が行う資源循環型施設整備事業に反対している地元「諏訪部自治会」及び「ごみ反対規制同盟会」との経過について記載していないことは、人権に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>2012(平成12)年6月7日に圏域住民に対して建設候補地の提案を行ったとし、資源循環型施設建設対策連絡会と協議を継続しているとあるが、地元「諏訪部自治会」との協議経過は記載がない。また、建設候補地選定と取組状況の「資源循環型施設建設対策連絡会※1(対策連絡会)」の趣旨、構成団体、責任者の記載が必要である。「資源循環型施設検討委員会※2(検討委員会)」の趣旨、構成者の選出基準、責任者の記載が必要である。対策連絡会に「諏訪部自治会」は参加していない。このまま焼却炉建設事業を地元区「諏訪部自治会」を排除したまま進めることは、地域住民を圧迫することとなる(方法書に対する住民の意見及び事業者の見解 No. 1、No. 7、No. 8、No. 12 等)。事業推進によって、地元区市民の心を不安定な状態に置き、静穏な生活を送ることができない環境と将来に希望を持ってない事態に置いていること、すなわち人権を抑圧していることは看過できない。</p>	<p>諏訪部自治会については、NO. 20 の回答のとおり、他の地元自治会と同様の説明会を開催し、概要についてもお知らせしております。さらに、諏訪部地域の皆様との意見交換会などを開催し、ご意見・ご要望などをお聞きする取組も行ってまいります。</p>

表 2-6(2) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (2/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.18 ページの続き)</p> <p>環境影響評価制度においては、地元当事者に意見書以外に意見表明の機会が与えられていないことは制度の欠陥である。長野県知事は制度の見直しを不断に行わなければならない。地元「諏訪部自治会」は、憲法 13 条及び第 25 条を根拠とする「国民が良好な環境を享受する権利」に基づき意見する権利がある。焼却炉の建設計画に反対の決議を行っている「諏訪部自治会」及び「ごみ反対規制同盟会」との協議が行われぬまま焼却炉建設事業を推進し、環境影響評価を行うことは不当であり、人権侵害である。長野県知事は、環境影響評価制度に地元の異議申し立てのしくみがない以上、環境影響評価を行うにあたり「建設候補地選定と取組状況について」の不記載に鑑み、地元「諏訪部自治会」の申し立てをていねいに聞き取るべきである。</p>	(4.18 ページに記載したとおり)
24		その他		<p>2 第 3 章 環境影響評価制度について</p> <p>(1) 長野県環境影響評価制度について</p> <p>施設の稼働に伴う大気質濃度分布予測は拡散（希釈）を前提とする。環境影響評価大気質は、施設の稼働に伴う化学物質の漏えいに係る影響を評価する、ハザード管理を評価するものである。暴露経路を考察するに、一定エリアの人口動態を考慮せざるを得ない。発がん性物質の多くは閾値がなく、暴露量が少量でも発症率はゼロにならない。何らかの望ましくないことが起こる可能性、確定的リスクは排除できない。</p> <p>2.3.11. 人口及び 2.3.12. 産業の状況について以下に提案する。確定的リスクを拡散により確率的リスクにすり替えることは認められない。</p>	<p>本環境影響評価は、長野県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに沿って実施しております。</p> <p>また、大気質における濃度分布の予測結果につきましては、最大濃度となる地点においても、環境基準を大きく下回る数値であり、全ての地点において安全・安心な生活環境を守ることができるかと評価しております。</p> <p>なお、本計画施設に導入する設置機器や排ガス除去装置は、最新の技術や知見のうち、一般的に広く導入されており安定的かつ安全に運営できるものを採用する計画です。また、それに基づいた排ガス自主基準値を設定し、環境への影響を予測、評価しております。</p>

表 2-6(3) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (3/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.19 ページの続き)</p> <p>環境影響評価は化学物質の有害性及び化学物質の暴露量が健康リスクであり、影響が及ぶエリア及び人口動態を評価する。環境影響評価制度及び同技術指針マニュアルは、2017年6月3日時の総合知見による。長野県環境影響評価制度は経年しており、施設は稼働時にはさらに経年した総合知見の下にある。「将軍たちは一つ前の戦争を戦う」(時代遅れの戦略や考え方が新しい課題には適さない可能性がある)事態は避けたい。最新知見による環境影響評価を求める。</p> <p>また最新知見という点では、環境影響評価に既存焼却炉の稼働に伴う疫学的調査を提案する。施設は老朽化し環境影響は蓄積する。希釈拡散した化学物質は生体に蓄積する。化学物質の暴露の実態はどうか、上田地域広域連合3クリーンセンター1km以内、2km以内、4km以内における疾病調査(暴露程度)、特に、がんり患率及び特異疾患データと同全市データ、県データ、全国データとの比較考察、結果による新設焼却炉稼働による予測及び評価を求める。以上から事業者には最新知見によるさらに厳しい自主基準の設定を求める。</p>	(4.19 ページに記載したとおり)
25		その他		<p>(2) 放射性物質による環境汚染の防止について</p> <p>2011年3月の東京電力(株)福島第1原子力発電所事故では、森林原野や野生生物に放射性物質汚染という自然破壊をもたらした。政府は原子力災害対策特別措置法に基づき、同3月11日19時3分に原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害であると位置付けた。</p>	<p>資源循環型施設で放射性物質が生成されることはなく、また、放射能に汚染された災害廃棄物を受け入れることはないため、放射性物質を環境影響評価の対象とすることは考えておりません。</p> <p>なお、現施設の上田、丸子、東部クリーンセンターでは、東日本大震災以降、焼却灰に含まれる放射性物質を測定しておりますが、問題のない数値となっております。</p>

表 2-6(4) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (4/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.20 ページの続き)</p> <p>環境基本法では放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法等の法律に対応を委ねていたが、2012年の環境基本法改正により、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が法の対象とされた。2011年8月に成立した「放射性物質汚染対処特別措置法」は除染や除染に伴う廃棄物の取扱を規定しているものの、環境の汚染レベルや公衆の被曝量を規制する一般的基準はない。長野県は地表面にセシウム 134、137 の沈着が認められる(2011年11月11日長野県環境部プレスリリース)としている以上は、放射性物質による環境汚染の防止のため、ごみ焼却における可燃物元素組成は不可知であることから、2011年3月以後、新たな脅威である放射性物質を除くべきではないこと、環境影響評価の対象とすることを長野県知事に提案する。</p>	(4.20 ページに記載したとおり)
26	2章	2.3.1人口及び産業の状況	1.2-85	<p>3 第2章 地域の概況 2.3 社会的状況について</p> <p>(1) 2.3.11.人口の状況について</p> <p>施設の稼働に伴う影響が及ぶ広がり予測するうえで、2.3.1人口及び産業の状況、1.人口の状況について、上田地域広域の総人口及び総世帯数の状況ではなく、1km以内、2km以内、4km以内における各人口及び各世帯数データ等、居住様態データの記載と予測評価を求めたい。等濃度線図では化学物質暴露による確定的リスクについて、4km圏内には上田市街地が含まれており、どれほどの市民に影響が及ぶのかについては認知できない。拡散による濃度分布予測結果のみによる環境影響評価は認められない。</p>	<p>N0.24の回答のとおり、大気質における濃度分布の予測結果につきましては、最大濃度となる地点においても環境基準を大きく下回る数値であり、全ての地点において安全・安心な生活環境を守ることができると評価しております。</p>

表 2-6(5) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (5/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
27	2 章	2.3.1 人口及び産業の状況	1.2-86	<p>(2) 2.3.12. 産業の状況について 施設の稼働に伴う影響が及ぶ広がり予測するうえで、2.3.1 人口及び産業の状況、2. 産業の状況について、上田地域広域市町村における事業所数及び従業員数ではなく、1km 以内、2km 以内、4km 以内における事業所数及び従業員数データの記載による分析を求めたい。(1) 農業、(2) 林業、(3) 水産業、(4) 商業は影響の及ぶ広がり予測に欠かせない。(5) 工業は測定データの分析に関わり必須である。1km 以内、2km 以内、4km 以内にどのような事業者が存在し測定数値に影響しているか分析すべきである。測定データの分析に上田クリーンセンターの環境影響は欠かせない。以下 4 (3) で微小粒子状物質及び浮遊粒子状物質について述べる。</p>	<p>NO. 24 の回答のとおり、大気質における濃度分布の予測結果につきましては、最大濃度となる地点においても環境基準を大きく下回る数値であり、全ての地点において安全・安心な生活環境を守ることができると評価しております。</p>
28	2 章	2.3.3 土地利用の状況～ 2.3.5 水域の利用の状況	1.2-94 ～1.2-107	<p>(3) 2.3.3 土地利用、2.3.4 配慮施設、2.3.5 水域利用の状況について ①2.3.31. 土地利用について 2.3.31. 土地利用、農業地域の状況について施設の稼働に伴う影響が及ぶ広がり予測するうえで、1km 以内、2km 以内、4km 以内における事業者経営様態、作付作物等の業態の現況についてデータの記載を求めたい。都市地域図、農用地区域図、森林地域図、用途地域図では施設付近の現況が認知できない。上記 3 (1) 人口の状況について (2) 産業の状況についてと同じ。 ②2.3.4 配慮施設について 2.3.4 配慮施設 (学校、保育園、福祉施設、病院等) について、施設の稼働に伴う影響が及ぶ広がり予測するうえで、1km 以内、2km 以内、4km 以内における数、利用者数の現況についてデータの記載を求めたい。</p>	<p>NO. 24 の回答のとおり、大気質における濃度分布の予測結果につきましては、最大濃度となる地点においても環境基準を大きく下回る数値であり、全ての地点において安全・安心な生活環境を守ることができると評価しております。</p>

表 2-6(6) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (6/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
				<p>(4.22 ページの続き)</p> <p>学校等は 34 施設、保育施設 20、福祉施設 68、病院 7 と約 130 施設が集中した地域に焼却炉を建設することの確定的リスクについて評価したい。</p> <p>③2.3.51. 水域利用について</p> <p>2.3.51. 河川及び湖沼の利用状況について、施設の稼働に伴う影響が及ぶ広がり予測するうえで、1km 以内、2km 以内、4km 以内における現況についてデータの記載を求める。</p>	(4.22 ページに記載したとおり)
29	4 章	4.1.1 調査 4.1.2 予測及び評価の結果	1.4-14 ～1.4-16 1.4-89 ～1.4-93	<p>4 第 4 章調査、予測・評価について</p> <p>(1) 4.1.15. 調査結果⑩地上気象 a 風向⑪上層気象 a 風向、4.1.2 予測及び評価について</p> <p>4.1 大気質 4.1.1 調査 5 調査結果、⑩地上気象は対象事業実施区域の 1 地点である。年間平均風速 2.7m/秒、最多風向は WNW とある。4.1.2 予測及び評価の結果、6 共用時における施設の稼働に伴う大気質への影響、(5) 予測結果図 4.1-22 (1)、図 4.1-22 (2)、図 4.1-22 (3)、図 4.1-22 (4)、図 4.1-22 (5) における拡散予測、等濃度線は千曲川が境界となっている。この点、地上気象 a 風向、風速測定が対象事業実施区域の 1 地点における測定 (図 4.1-2 年間風速図) のみであることが起因している。半過地形からの風の流れ、拡散が千曲川左岸に広がっていない点は釈明が求められる。煙突排ガスからのばいじん及び予測事項の予測は、複数地点における風向調査による予測が必須である。長期平均濃度、短期高濃度の予測方法は単純化に過ぎる。予測の内容は、下之条・千曲町・中之条・御所・諏訪方面への拡散、また塩田盆地への拡散・滞留は不可知となっている。</p>	<p>本環境影響評価の大気質における濃度分布の予測結果につきましては、長野県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに沿い、煙突のできる対象事業実地区域の 1 地点での 1 年間の風向・風速結果等の気象調査結果から算出しております。NO.24 の回答のとおり、最大濃度となる地点においても、環境基準を大きく下回る数値であり、全ての地点において安全・安心な生活環境を守ることができると評価しております。</p> <p>なお、濃度分布の予測結果につきましては、千曲川左岸側にも低濃度ではありますが、広がっていく予測となっております。</p>

表 2-6(7) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (7/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
30	4章	4.1.1 調査	1.4-19 ～1.4- 26	<p>(2) 4.1.15 調査結果⑩上層気象 d 逆転層、4.1.2 予測及び評価、1.7.43. 煙突高について</p> <p>4.1 大気質 4.1.1 調査 5 調査結果、⑩上層気象 d 逆転層は、高度 100m、300m の逆転層出現頻度である。逆転なし、下層逆転、上層逆転、全層・二段逆転における降下ばいじん、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の拡散調査、予測が実施されていない。逆転層各様態による 1km 以内、2km 以内、4km 以内、4km 以上の環境影響を予測したい。特に上田市街地区への影響、千曲川左岸への影響を予測したい。</p> <p>ところで煙突高は、第 1 章 1.7 事業の内容、1.7.4 施設計画、3. 施設配置計画において煙突高 59m、工場棟高 31.6m と想定されている。煙突高は 4.14 景観、4.18 日照障害、4.19 電波障害で予測評価されているが、本来は 1km 以内、2km 以内、4km 以内、4km 以上への環境影響物質の確定的リスクを最小限にとどめるために、接地逆転層及びダウンウォッシュ、ダウンドラフトを項目ごと単独で予測するのではなく、ガス排出速度、地盤高、造成高に建築物高及び建築物配置を含めて、煙突高はその配置を含め予測し決定されるべきである。接地逆転層と風向にダウンウォッシュ、さらに地盤高と煙突高によるばいじん・微小粒子状物質等の最大着地地点及び最大拡散地点の予測が求められるべきである。地盤高に建築物高と建築物配置、煙突配置に風向、ダウンドラフトによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類の拡散を予測することが現実的である。</p>	<p>長野県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに沿って実施しております。なお、短期的に高濃度となる場合の予測として、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時の予測を行い、全てにおいて環境基準を大きく下回る数値であり、安全・安心な生活環境を守ることができると評価しております（準備書 P1.4-99）。</p>

表 2-6(8) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

No	意見書 6 (8/9)			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	準備書の該当箇所				
	章	項目	頁		
31	4 章	4.1.1 調査	1.4-14	<p>(3) 微小粒子状物質（及び浮遊粒子状物質）について</p> <p>4.1 大気質 4.1.1 調査 5 調査結果、⑨微小粒子状物質（PM2.5）は、そのサイズのため肺胞まで入り込む。これにより呼吸器系の疾患への影響が懸念されており、喘息や気管支炎などのリスクを高める可能性がある。さらに肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も指摘されている。肺がんによる死亡率が高く、肺がんと肺炎、慢性閉塞性肺疾患（COPD）を合わせた肺疾患による死亡はトップになる。微小粒子状物質の基準値は1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（1時間値に対する環境基準は定められていない）であるが、PM2.5が人の健康に及ぼす影響は年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の空気質ガイドラインよりも低濃度でも生じることが近年、疫学研究で明らかになっており、閾値が見当たらないと考えられる。人々の健康を静かにむしばんでいく「サイレントキラー」と呼び警鐘が鳴らされている。このため PM2.5 への曝露による確定的リスク、健康影響に対する予防的な取り組みが焼却炉建設においても必要とされる。</p> <p>4.1 大気質、4.1.1 調査、5 調査結果、⑨微小粒子状物質の測定地点は対象事業実施区域で、年間最多風向 WNW の風上にあたり、年間の期間平均値 $9.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とある。3 (2) 産業の状況で述べた上田クリーンセンターを含むデータ分析は欠かせない（環水大大発第 110729001 号平成 23 年 7 月 29 日「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン」について）。上田クリーンセンターを含む測定データとしての微小粒子状物質の測定分析がない。上田クリーンセンターは調査結果、年間最多風向、風下約 1.5km 地点にある。データ収集には風上・風下の観測が必要で、年間最多風向 WNW の風下地点の測定データが必須である。</p>	<p>微小粒子状物質については、焼却施設を含めた施設からの排出基準が設定されていないことや予測手法などが確立していないことから、本環境影響評価では評価対象外としております。ただし、現状把握として対象事業実施区域の現状値を測定しております。</p> <p>微小粒子状物質の発生源は、一次生成粒子、二次生成粒子、人為的発生、自然由来の粒子、海外からの移流など多岐にわたり、また大気中の挙動も複雑であり、国でも知見を集積しているところです。今後、国及び県の方針に従い対応してまいります。</p>

表 2-6(9) 準備書に対する住民の意見及び事業者の見解

意見書 6 (9/9)					
No	準備書の該当箇所			意見書の原文 (原文をそのまま転写)	意見書に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
				<p>(4.25 ページの続き)</p> <p>最低でも長野県一般環境大気測定局上田局のデータは採用すべきである。またデータは1時間平均値、22時間平均値、さらにその平均が年間期間平均値は拡散結果である。化学物質のバックグラウンド濃度は希釈の結果でありリスクなしを意味しない。また微小粒子状物質の成分分析がされていないため、自動車排気ガス起源か、工業ばいじん起源か、ガス状物質から生成した粒子か、発生源の特定ができていない。一般環境大気質調査5地点は2km以内である。4km以内に上田市街地が含まれるが、微小粒子状物質(及び浮遊粒子状物質)の拡散影響は不可知、拡散の及ぶ全方向の範囲及び確定的リスクを特定すべきである。</p> <p>関東平野の内陸に位置する群馬県前橋市および赤城山において、気中粒子状物質を粒径別 (<2.1 μm, 2.1-11 μm, >11 μm) に捕集し、機イオン成分、素成分分析を行った結果では、微小粒子における無機イオン成分の96%は、NO₃⁻、SO₄²⁻、NH₄⁺であった(大気環境学会誌2010年45巻1号)。環境影響評価大気質項目単独よりも降下ばいじん、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質にSO_x、NO_x、HCL、水銀、ダイオキシン類が含まれると考える。一般廃棄物焼却炉から排出される水銀は、主に気体の形態で存在する。元素水銀(Hg0)の形で奇相側へ移行し、その一部が冷却過程で凝縮して粒子状になる。一般焼却炉から排出されるダイオキシンの様態は、焼却ガスは気体成分と固体成分(ばいじん)で構成されており、ダイオキシン類はその両方に存在する。ともに微小粒子状物質に付着するとバグフィルターで完全に除去することはできない。微小粒子状物質の調査が1地点であり、4km以内に上田市街地が含まれる以上、拡散予測、環境影響評価は十分ではない。</p>	(4.25 ページに記載したとおり)

2.2 知事の見解及び事業者の見解

準備書に対する知事の見解及び事業者の見解は、表 2-7(1)～(3)に示すとおりである。

表 2-7(1) 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解	評価書への反映状況
1	全般	事業の実施に当たっては、住民から寄せられた環境への影響を懸念する意見等に十分配慮するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明すること。また、工事関係者や施設運営事業者に対して環境保全措置の必要性や事後調査結果等の情報を共有し、環境保全措置の実施の徹底を図ること。	事業の実施に当たっては、住民から寄せられた環境への影響を懸念する意見等に十分配慮するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明します。また、工事関係者や施設運営事業者に対して環境保全措置の必要性や事後調査結果等の情報を共有し、環境保全措置の実施の徹底を図ります。	—
2	事業計画	地下構造物の撤去の有無を事業計画において明確に示した上で、予測評価の前提条件と事業計画との関係性を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に分かりやすく記載すること。	本環境影響評価では、環境への影響が最大となる既存施設の地下構造物を全て撤去することを前提に予測評価を実施しています。ただし、地下水への影響を可能な限り低減するため、地下構造物を存置する計画を検討し、各関係機関と協議します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 1-12 ・ p1. 4-236 ・ p1. 4-240 ・ p1. 4-269
3		ごみピットの掘削による環境影響が回避又は最大限低減されるよう、地下構造物との位置関係を含めて、ごみピットの配置等に配慮すること。	ごみピットの配置等の施設配置計画は、今後実施する施設詳細設計で検討します。検討にあたっては、既存地下構造物との位置関係を踏まえ、揚水量が可能な限り低減できる工法を検討し、ごみピットの掘削による環境影響が回避又は最大限低減されるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 1-18
4	騒音	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音の予測値は、いずれも環境基準に近い値であることから、その状況を工事関係者等に共有するとともに、適切に環境保全措置を講じること。	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両が走行する道路は、現況の騒音レベルが環境基準に近い値であることを踏まえて、その状況を工事関係者等に共有するとともに、適切に環境保全措置を講じます。また、環境保全措置の実施状況は、施工状況等報告書及び事後調査報告書で整理します。	—
5		事業の実施に当たっては、低騒音型工法、低騒音型建設機械、施設に設置可能な低騒音型機器等に係る最新の知見の収集及び研究を進め、より一層騒音の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、低騒音型工法、低騒音型建設機械、施設に設置可能な低騒音型機器等に係る最新の知見の収集及び研究を可能な限り進め、より一層騒音の低減に努めます。	—
6	水質、水象	地下構造物の撤去やごみピットの掘削に係る工事期間、揚水量、影響範囲、水位低下の程度等を定量的に示した上で、周辺井戸への影響を予測評価し、その結果を評価書に記載すること。	工作物の撤去・廃棄、工事中における掘削に伴う地下水水位への影響について、理論計算により予測し、その結果を評価書に記載しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 4-235 ～ ・ p1. 4-249

表 2-7(2) 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解	評価書への反映状況
7		地下構造物を撤去する場合は、止水対策の実施や段階的な撤去等、揚水量を最小限にし、水象への影響を回避又は最大限低減できる工法を検討すること。	地下構造物を撤去する場合は、必要な調査を実施し、止水矢板の設置や地盤改良、段階的な撤去等による揚水量の小さい工法を検討し、環境への影響を回避又は最大限低減されるように努めます。また、環境保全措置の実施状況は、施工状況等報告書及び事後調査報告書で整理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 4-242 ・ p1. 4-274
8	水質、水象	計画施設周辺の地下水の流向を踏まえた上で、ごみピットと千曲川との間に水象の事後調査地点を追加すること。また、ごみピットからの汚水の漏洩による地下水や千曲川への影響の有無を把握するため、水象の事後調査地点において pH 及び電気伝導度も測定すること。	水象の事後調査地点は、計画施設周辺の地下水の流向を踏まえ、対象事業実施区域の南側に設置することとし評価書に記載しました。 また、ごみピットからの汚水の漏洩による地下水や千曲川への影響の有無を把握するための地下水質（pH 及び電気伝導度）を測定する取組については、地域住民と協議し、別途、継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 6-16 ・ p1. 6-17 ・ p1. 6-23 ・ p1. 6-25
9	地盤沈下	ごみピットより深い位置に存在する洪積粘土層は薄い層であるが、今後の施設設計に当たっては、土砂等の埋め立てによる荷重、地下水位の変動による応力等を事前に解析し、地盤沈下への影響を最大限低減するよう配慮すること。	地盤沈下への影響に係る配慮は、今後実施する施設詳細設計で検討します。検討にあたっては、地盤沈下への影響を最大限低減されるように努めます。また、環境保全措置の実施状況は、施工状況等報告書及び事後調査報告書で整理します。	—
10	土壌汚染	対象事業実施区域内には、過去の地歴調査で人為由来の重金属等の土壌汚染が確認されているため、土壌汚染の経緯を評価書に記載すること。また、対象事業の実施により二次汚染ならびに汚染の拡散が生じないよう、今後実施する土壌汚染状況調査の結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。	対象事業実施区域内における土壌汚染の経緯は、評価書に記載しました。 土壌汚染状況調査の結果を踏まえ、二次汚染ならびに汚染の拡散が生じないよう、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。また、追加の環境保全措置を実施した場合は、施工状況等報告書及び事後調査報告書で整理します。 なお、土壌汚染対策法に則り、長野県の担当部署のご指導をいただきながら、適切に対応してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ p1. 4-261 ・ 資料編 p. 9-7 ～ ・ 資料編 p. 9-16

表 2-7(3) 準備書に対する知事の意見及び事業者の見解

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解	評価書への 反映状況
11	景観	古舟橋からは計画施設の視認性が高いため、工場棟の南側にもニレ科植物等の中高木類を植樹し、景観に与える影響の低減に努めること。	植栽計画は、今後実施する施設詳細設計で検討します。検討にあたっては、工場棟の南側に中高木類の植樹を計画し、景観に与える影響が低減されるよう努めます。また、環境保全措置の実施状況は、施工状況等報告書及び事後調査報告書で整理します。	・ p1. 4-448
12	触れ合い活動 の場	千曲川右岸堤防道路のジョギング等の利用者の意見に十分配慮し、利用環境が大きく変化しないごみ搬入の運用方法等を検討すること。	搬出入道路として計画している堤防道路については、道路拡幅及び歩道の設置等の道路改良工事を計画しており、現在、上田市で設計協議を進めております。 また、千曲川右岸堤防道路のジョギング等の利用者の意見に十分配慮し、ごみ搬出入車両に対して、交通量の分散、交通規制の遵守、エコドライブの励行、搬入時間帯の検討などにより、安全確保はもちろんのこと、利用環境が大きく変化しないごみ搬入の運用方法などを検討します。	—

2.3 関係市町長からの意見及び事業者の見解

準備書に対する関係市町長の意見は、上田市長からあった。上田市長の意見及び事業者の見解は、表 2-8に示すとおりである。

表 2-8 準備書に対する関係市町長の意見及び事業者の見解（上田市長）

No.	準備書区分	知事意見	事業者見解	評価書への 反映状況
1	騒音	騒音については目標値を下回る予測値となつてはいるものの、低騒音型工法、低騒音型建設機械、施設に設置可能な低騒音型機器の情報収集、研究を進め騒音の低減に努めること。	工事中の騒音につきましては、低騒音型建設機械の使用や低騒音型工法の採用、仮囲いの実施など、施設の稼働中の騒音につきましては、低騒音型機器の採用や吸音材の施工、騒音対策の必要な機器の屋内への設置など、準備書に記載している環境保全措置を適切に実施し、騒音の低減に努めてまいります。	—
2	その他	環境保全措置実施の徹底を図るため、工事関係者や施設運営事業者に対しても環境保全措置の必要性や事後調査の結果など、必要な情報提供を行うこと。	仕様書（要求水準書）に必要事項を記載するとともに、工事関係者や施設運営事業者との情報共有を密に行い、準備書に記載の環境保全措置の確実な実施を徹底してまいります。	—

第3章 準備書の修正内容

準備書に対する環境保全上の見地からの意見を踏まえ、準備書の見直し及び修正を行い、その内容を評価書に反映させた。主な修正事項は、表 3-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 3-1(1) 準備書の修正内容

変更箇所	変更内容及びその理由	記載頁	
		準備書	評価書
第1編 環境影響評価			
第1章 事業計画の概要			
1.7.2 対象事業実施区域及び関係地域範囲	長野県知事意見（以下「知事意見」という。）No.2を踏まえ、既存施設の地下構造物を存置する計画及び協議中であるが、本環境影響評価は、地下水への影響が最も大きくなると想定される地下構造物を全て撤去する条件で行うことを記載した。	p. 1.1-12	p. 1.1-12
1.7.4 施設計画	3. 施設配置計画 知事意見 No.3を踏まえ、ごみピットの配置に係る検討にあたっては、既存地下構造物との位置関係を踏まえ、揚水量が可能な限り低減できる工法を検討し、ごみピットの掘削による地下水への影響が回避又は最大限低減されるように努めることを記載した。	p. 1.1-18	p. 1.1-18
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価			
4.7 水象 4.7.1 調査	5. 調査結果 (1) 地下水の利用状況 長野県環境影響評価技術委員会の意見（以下「委員会意見」という）を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における地下水の利用状況を調査して整理した。	—	p. 1.4-231
	(2) 地下水位 委員会意見を踏まえ、地下水位調査結果に係るグラフの示し方を修正した。	p. 1.4-231	p. 1.4-232
	(3) 地下水の流れの方向 委員会意見を踏まえ、地下水の流れの方向を再調査して修正した。	p. 1.4-232	p. 1.4-233 p. 1.4-234

表 3-1(2) 準備書の修正内容

変更箇所	変更内容及びその理由	記載頁		
		準備書	評価書	
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
4.7 水象 4.7.2 予測及び評価の結果	2. 工事中における工作物の撤去・廃棄に伴う地下水への影響	知事意見 No.6 を踏まえ、工作物の撤去・廃棄に伴う地下水位への影響について、理論計算により予測評価し整理した。	p. 1.4-234 ～ p. 1.4-238	p. 1.4-235 ～ p. 1.4-243
		また、知事意見 No.2 を踏まえ、地下構造物を全て撤去する条件で行うことを記載した。	p. 1.4-239	p. 1.4-236
		知事意見 No.7 を踏まえ、工作物の撤去・廃棄に係る環境保全措置のうち、「揚水量を低減する掘削工法等の検討」の内容に「段階的な撤去」を追加した。	p. 1.4-237	p. 1.4-242
		また、知事意見 No.2 を踏まえ、既存施設の地下構造物を存置するため関係機関と調整することを記載した。		
		委員会意見を踏まえ、既存の地下構造物と本計画施設のごみピット位置の関係を記載した。	—	p. 1.4-238
	3. 工事中における掘削に伴う地下水への影響	知事意見 No.6 を踏まえ、工事中における掘削に伴う地下水位への影響について、理論計算により予測評価し整理した。	p. 1.4-239 ～ p. 1.4-241	p. 1.4-244 ～ p. 1.4-249
	4. 供用時における建築物・工作物等の存在に伴う地下水への影響	委員会意見を踏まえ、供用時における建築物・工作物等の存在に伴う地下水への影響について、理論計算により予測評価し整理した。	p. 1.4-242 ～ p. 1.4-244	p. 1.4-250 ～ p. 1.4-253
5. 供用時における焼却施設の稼働に伴う地下水への影響	委員会意見を踏まえ、既存施設の取水井諸元（スクリーン位置や地質）及び帯水層の位置を踏まえた予測評価を追記した。	—	p. 1.4-254 ～ p. 1.4-256	
4.8 土壌汚染 4.8.2 予測及び評価の結果	2. 工事中における掘削、工作物の撤去・廃棄に伴う残土等の土壌汚染による影響	知事意見 No.10 を踏まえ、対象事業実施区域内における土壌汚染の経緯を整理した。	p. 1.4-252	p. 1.4-261 資料編 p9.7 ～ P9.16

表 3-1(3) 準備書の修正内容

変更箇所	変更内容及びその理由	記載頁		
		準備書	評価書	
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
4.9 地盤沈下 4.9.2 予測及び評価の結果	2. 工事中における工作物の撤去・廃棄に伴う地盤沈下の影響	知事意見 No.7 を踏まえ、工作物の撤去・廃棄に係る環境保全措置のうち、「揚水量を低減する掘削工法等の検討」の内容に「段階的な撤去」を追加した。	p. 1.4-268	p. 1.4-274
		水象に係る予測結果の修正に伴い、工事中における工作物の撤去・廃棄に伴う地盤沈下の影響について、予測結果を修正した。 また、知事意見 No.2 を踏まえ、地下構造物を全て撤去する条件で行うことを記載した。	p. 1.4-264 ～ p. 1.4-266	p. 1.4-273 ～ p. 1.4-275
	3. 工事中における掘削に伴う地盤沈下の影響	水象に係る予測結果の修正に伴い、工事中における掘削に伴う地盤沈下の影響について、予測結果を修正した。	p. 1.4-267 ～ p. 1.4-269	p. 1.4-276 ～ p. 1.4-278
	4. 供用時における建築物・工作物等の存在に伴う地盤沈下の影響	水象に係る予測結果の修正に伴い、供用時における建築物・工作物等の存在に伴う地盤沈下の影響について、予測結果を修正した。	p. 1.4-270 ～ p. 1.4-272	p. 1.4-279 ～ p. 1.4-281
4.10 地形・地質 4.10.1 調査	4. 調査結果	委員会意見を踏まえて、ボーリング調査結果に透水係数を整理した。	p. 1.4-278 ～ p. 1.4-281	p. 1.4-287 ～ p. 1.4-290
4.14 景観 4.14.2 予測及び評価の結果	(6) 環境保全措置の内容と経緯	知事意見 No.11 を踏まえ、環境保全措置のうち、「周辺景観と調和する植栽の実施」の内容に「視認性の高い工場棟南側に中高木類を植樹すること等により、建物の圧迫感を低減させる」ことを追記した。	p. 1.4-439	p. 1.4-448

表 3-1(4) 準備書の修正内容

変更箇所	変更内容及びその理由	記載頁		
		準備書	評価書	
第6章 事後調査計画				
6.2 事後調査計画 6.2.1 工事による影響	4. 水象	知事意見 No.8 を踏まえ、水象の事後調査地点は、計画施設周辺の地下水の流向を踏まえ、対象事業実施区域の南側に設置することとし追記した。	p. 1.6-16 p. 1.6-17	p. 1.6-16 p. 1.6-17
6.2.2 存在及び供用による影響	6. 水象		p. 1.6-23 p. 1.6-25	p. 1.6-23 p. 1.6-25
6.2.2 存在及び供用による影響	6. 水象	知事意見 No.8 を踏まえ、ごみピットからの汚水の漏洩による地下水や千曲川への影響の有無を把握するための地下水質 (pH 及び電気伝導度) の調査を、地域住民と協議し、別途、継続的に実施することを追記した。	—	p. 1.6-23